

日本食道学会 休会制度規約

(目的)

第1条

本規約は、特定非営利活動法人日本食道学会(以下本学会とする)正会員の休会に関する規約である。

(休会)

第2条

本学会の会員で、海外留学、長期病気療養等の理由により本学会の会員としての義務を遂行できない場合は、休会することができる。

2. 休会期間の会費は、免除する。
3. 休会中の会費納入は不要とするが、休会を申請した年度の会費は納入する。

(休会申請)

第3条

休会を希望する場合は、「休会申込書」に休会希望年数と理由を明記の上、事務局に提出する。

2. 理事会での承認後に休会が認められる。
3. 休会の理由は原則として以下に限定する。
 - 1) 留学のため
 - 2) 出産、育児、健康上の理由のため
 - 3) その他、理事会が正当と認めた理由のため
4. 休会申請時に、それまでの年会費が未納の場合は全額納入後に休会申請を受け付ける。

(休会期間)

第4条

休会期間は本会の事業年度(毎年5月～翌年4月)の単位で認められ、申請時の翌事業年度より開始とする。

2. 休会は2年までとし、原則それ以上は認めない。休会延長については理事会での承認を必要とする。

(休会中の取り扱い)

第5条

休会中は会員としての権利を行使することはできない。

2. 休会期間は会員歴としてカウントされない。
3. 休会終了後は学会会員として休会前後が継続される。
4. ホームページでは、マイページにログインして情報を閲覧することはできるが、会員向けメールは配信されない。

5. 総会での議決権はない。評議員選挙、役員選挙の選挙権及び被選挙権はない。評議員である場合、評議員の権利は行使できない。休会していて評議員の要件を満たせない場合も資格喪失とする。
6. 学術集会や教育セミナーには参加できる。ただし日本食道学会食道科認定医・食道外科専門医の新規申請、更新申請のための研修実績には含めない。
7. 日本食道学会食道科認定医・食道外科専門医である場合、当該資格をもって活動することはできない。
8. 日本食道学会食道科認定医・食道外科専門医の新規取得や更新などの諸手続きを受け付けない。
9. 日本食道学会食道科認定医・食道外科専門医のための修練期間としてこれを認めない。
10. 日本食道学会食道科認定医・食道外科専門医の申請(更新含む)において休会期間中の研修実績は加算することができない。
11. 日本食道学会食道科認定医・食道外科専門医である場合、休会期間は資格更新のための期間に含めない。
12. 英文誌(Esophagus)への投稿・オンライン・ジャーナル閲覧はできる。

(休会の撤回)

第6条

休会を途中で取りやめる場合は当該年度分の会費を納入の上、事務局に復会申込書を提出する。

2. 事業年度途中でも理事会での承認後に復会が認められる。

(復会)

第7条

休会会員は、休会の理由がなくなったときは当該年度分の会費を納入し、すみやかに復会申込書に所要事項記載のうえ、事務局に復会申込書を提出する。

- 2.但し、第5条に示した諸権利は、復会手続きが完了した翌日(その日が休業の場合は休業日の翌日)から準備を始めて可能となる範囲でのみ行使できるものとする。
- 3.年度を跨いだ復会申請は認めない。
- 4.休会申込書に記入した年度を過ぎ、休会延長の申込み若しくは退会の手続きを行わない限り、翌年度から自動的に復会する。休会延長が理事会にて承認されなかった場合には、翌年度から自動的に復会する。
5. 日本食道学会食道科認定医・食道外科専門医である場合、復会後は休会期間を除いた5年間で更新資格を満たせば更新申請ができる。

(規約の変更)

第8条

本規約は、理事会の承認を受け、変更することができる。

附則

- (1)本規則は、令和3年4月20日から施行する。
- (2)この規則は、令和4年11月20日から改定する。